

令和4年 第7回

豊後大野市農業委員会 総会議事録

日 時 令和4年7月15日(金) 午後2時00分
場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール

出席委員

出席委員 15名 欠席委員 0名

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	衛藤 英教	○						
委員	1	三代 忠佑	○	6	渡邊 丸美	○	11	廣瀬 英雄	○
	2	麻生祐三子	○	7	衛藤 講治	○	12	三宮 憲治	○
	3	後藤 綾子	○	8	小野伊八郎	○	13	後藤 茂廣	○
	4	木村滋一郎	○	9	久保田直宏	○	14	工藤 妙子	○
	5	小野不二夫	○	10	工藤 幸市	○			

農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
係 長 原尻 雄一
係 員 松尾 太貴 柴谷 孝俊
農業振興課 甲斐 久満

議事録署名委員の指名

10番 工藤 幸市 11番 廣瀬 英雄

報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第11号 農地所有適格法人の要件審査について

議 事

- (1) 議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、
農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (2) 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第42号 現況証明(非農地証明)について

会議の概要

事務局	会長に報告いたします。本日の出席委員は15名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
-----	---

(1) 開 会

議 長	<p>みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略)</p> <p>皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。</p> <p>それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は15名であります。</p> <p>開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。</p> <p>また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。</p> <p>それでは、ただいまから令和4年第7回豊後大野市農業委員会を開会いたします。</p> <p>(とき：午後2時02分)</p>
-----	--

(2) 議事録署名委員の指名

議 長	<p>日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。</p> <p>10番：工藤幸市委員、11番：廣瀬英雄委員にお願いします。</p>
-----	---

(3) 報告事項

議 長	<p>日程3の報告事項に入ります。</p> <p>まず、会長報告及び各種報告であります。令和4年第6回定例総会から本日の令和4年第7回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。資料1をご覧ください。</p> <p>その中から、※のついた4点について、2頁、及び3頁に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。</p> <p>(資料1を朗読)</p>
議 長	<p>私からの報告は以上です。</p> <p>続いて、報告第11号、農地所有適格法人の要件審査について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	事務局の原尻と申します。 それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。 (議案書のとおり番号1番から番号11番の11案件について朗読) 以上で説明を終わります。
議長	説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。 [ありません]の声あり
議長	質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議 事

議長	これより、日程4の議事に入ります。 まず、「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」を議題とします。 それでは、提出者の説明を求めます。
農業振興課	農業振興課農政企画係の甲斐です。よろしく申し上げます。 それでは、議案第39号の説明をさせていただきます。1ページの議案第39号をご覧ください。 農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求めます。 令和4年7月15日提出 豊後大野市長 川野文敏 (議案書に基づいて令和4年7月15日公告予定分を朗読)
議長	提出者である農業振興課の説明が終わりました。 ここで、議案第39号の案件につきましては、1番委員と15番委員の私が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をします。これからの進行につきましては、14番：工藤妙子委員にお願いします。
	(1番委員 15番委員 退室)
14番委員	この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第39号についてこれより質疑を許可します。 [ありません]の声あり
14番委員	無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第39号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
事務局	挙手全員です。
14番委員	挙手全員により、「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」は、

<p>議 長</p> <p>9 番委員</p>	<p>次に、番号 3 番及び番号 4 番の 2 案件を 9 番：久保田直宏委員にお願いいたします。</p> <p>三重の久保田直宏です。7 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 3 番の案件についてですが、貸人■■■■■さんから、借人■■■■■さんへの賃貸借による権利設定についてであります。借人と貸人は兄弟で、貸人は以前から申請地の管理に苦慮しており、借人に相談したところ、賃貸借することで話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、226 a となり、番号 4 番案件成立後の経営面積は、237 a となり、下限面積の 30 a を超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号 4 番の案件についてですが、貸人■■■■■さんから、借人■■■■■さんへの賃貸借による権利設定についてであります。貸人は申請地の管理をお願いしていた人から土地を返されたため、管理に苦慮していました。知人から借人を紹介され相談したところ、賃貸借することで話がまとまり、申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、177 a となり、番号 3 番案件成立後の経営面積は、237 a となり、下限面積の 30 a を超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>12 番委員</p>	<p>次に、番号 5 番の 1 案件を 12 番：三宮憲治委員にお願いいたします。</p> <p>緒方の三宮憲治です。7 月 6 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 5 番の案件についてですが、貸人■■■■■さんから、借人■■■■■さんへの賃貸借による権利設定についてであります。貸人は町外に居住しており、これまで申請地の管理を借人をお願いしてきましたが、借人から返されたため、あっせんの申出書を提出したところ、農業委員が借人と話をまとめてくれたため、申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、177 a となり、下限面積の 30 a を超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>14 番委員</p>	<p>次に、番号 6 番から番号 9 番までの 4 案件を 14 番：工藤妙子委員にお願いいたします。</p> <p>大野の工藤妙子です。7 月 6 日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 6 番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。譲受人は、高齢で管理に苦慮しているということで以前から申請地を依頼され管理してきましたが、譲渡人より買ってくれないかと相談があり、申請地の近接地に経営地はありませんが、条件の良い農地であることから、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、268 a となり、番号 1 番及び 8 番並びに 9 番案件成立後の経営面積は、359 a となり、下限面積の 30 a を超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号 7 番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。譲受人はインキュベーションファーム事業でピーマンを栽培しています。譲渡人は市外在住で農地の管理が困難なため、宅地と共に買い手を探していました。申請地は譲受人が購入する居宅に隣接する農地で、利便性が良いことから売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、35 a となり、下限面積の 30 a を超えています。</p>

	<p>また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号8番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。譲受人は、申請地を依頼され管理してきましたが、譲渡人より買って欲しくないかと相談があり、申請地が自身の経営地に近く利便性が良いことから、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、254aとなり、番号1番及び6番並びに9番案件成立後の経営面積は、359aとなり、下限面積の30aを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号9番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。譲受人は、申請地を依頼され管理してきましたが、譲渡人より買って欲しくないかと相談があり、申請地が自身の経営地に隣接しており利便性が良いことから、売買で話がまとまったため、申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、242aとなり、番号1番及び6番並びに8番案件成立後の経営面積は、359aとなり、下限面積の30aを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	次に、番号10番の1案件を4番：木村滋一郎委員にお願いいたします。
4番委員	<p>千歳の木村滋一郎です。7月6日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号10番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。譲受人は、空き家バンク制度を利用し、譲渡人所有の居宅を購入しました。譲渡人は、市外在住のため農地の管理が困難であり、空き家に付随した農地の指定申請をし、令和3年9月定例総会において承認されました。申請地は、譲受人が購入した居宅に隣接する農地で、利便性が良いことから、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、1aとなり、指定農地の下限面積を超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第40号の番号1から番号10番までの10案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>はい。4番委員。</p>
4番委員	<p>4番の木村です。7番の案件についてなのですが、一つは、ご夫婦の農業従事日数が160日となっているのですが、この方はインキュベーションファームの10期生だったかと記憶しておりまして、従事日数が少ないのではないかと思います。</p> <p>もう一つは、売買金額が35aで100,000円ということで、一反当たりになると28,000円という相当な安い金額なのですが、何か理由があったのかということ。</p> <p>それから、この土地の利用計画が栗の30aとなっていることについて、内容について意見がある訳ではないのですが、インキュベーションファームでピーマンを作られていて、もちろんそれも継続されてのことだと思うのですが。</p> <p>従事日数が少なすぎるのではないかとということ、また農地の金額について適切な理由があれば教えていただきたいと思っております。</p>
事務局	はい。従事日数についてであります。この数字はご本人の記載によるものですので、こちらでその辺りの事情は分かりかねます。ただ木村委員の仰るように、申請地に限ら

	<p>ず実際の日数に関しては300日程あるのではないかと思います。先程、会長からお話もありましたが、本日家族経営協定を結んだインキュベーションファームの生徒であります。</p> <p>農地の件であります。今回、譲受人は空き家バンク制度を利用して申請地に隣接する居宅に居住することとなりました。空き家の所有者がどうしても隣接農地と一緒に引き取って欲しいということで、このような金額で構わないということだったようです。</p> <p>申請地については現在栗が植わっておりますけれども、約半分の栗が今後耕作が難しいということで、半分は季節野菜を栽培していくという話は聞いております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第40号の番号1番から番号10番までの10案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第40号の番号1番から番号10番までの10案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により「議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号10番までの10案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、「議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の3ページ、概要書の11ページ、図面の1ページをお開きください。</p> <p>「議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>(議案書のとおり、番号1番の1案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号1番の1案件を9番：久保田直宏委員をお願いいたします。</p>
9番委員	<p>三重の久保田直宏です。7月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、貸人■■■■■さんから借人■■■■■ ■■■■■さんへの貸借権の設定を伴う、農地の転用の件についてであります。借人は、三重町小坂区においてキウイの栽培をしています。これまで収穫物の積込みの際は、市道の片側に駐車して行っていたのですが、交通の妨げとなる事から、今回、大型トラックが乗り入れられ安全に積込みができる場所の造成を計画しました。申請地以外の場所も探しましたが、条件等から適地が見つからず断念していたところ、申請地を見つけ、貸人に相談した結果、貸人も市外在住で農業を営んでいないため賃貸借で話がまとまり申請するものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分は農用地区域内農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のアの(イ)のbの農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることに該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>

議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第 41 号の番号 1 番の 1 案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第 41 号の番号 1 番の 1 案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第 41 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第 42 号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 4 ページ、概要書の 12 ページ、図面の 4 ページをお開きください。</p> <p>「議案第 42 号 現況証明（非農地証明）について」であります。</p> <p>(議案書のとおり、番号 1 番から番号 18 番までの 18 案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号 1 番から番号 18 番までの 18 案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件を 9 番：久保田直宏委員にお願いいたします。</p>
9 番委員	<p>三重の久保田直宏です。7 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、所有者■■■■■さんの非農地証明願についてであります。申請地は、昭和 48 年 12 月に亡夫が栗の木を植えましたが、今は枯れてしまっており、また、瓦礫が混入し、機械での耕運等ができないことから耕作放棄し、今後も耕作の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の (4) に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に、番号 2 番の案件については、所有者■■■■■さんの現況証明願についてであります。申請地は、亡夫が農地法第 4 条許可を取得せずに植林を行った農地ですが、植林後 20 年以上経過しており、現況は山林となっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に耕作している農地はありません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に、番号 3 番の案件については、所有者■■■■■さんの非農地証明願についてであります。申請地は、狭小で水利がないことから耕作放棄し、今後も耕作の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の (4) に基づき、農</p>

	<p>地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められる。となりました。</p> <p>次に、番号4番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。</p> <p>申請地は、狭小地で傾斜もあり耕作に不向きだったため30年以上耕作をしておらず、今後も耕作の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められる。となりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号5番の1案件を3番：後藤綾子委員にお願いいたします。</p>
3番委員	<p>三重の後藤綾子です。7月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号5番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。申請地は、狭小地で傾斜もあり耕作に不向きだったため25年以上耕作をしておらず、今後も耕作の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められる。となりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号6番の1案件を9番：久保田直宏委員にお願いいたします。</p>
9番委員	<p>三重の久保田直宏です。7月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号6番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。申請地は、亡祖父が農地法施行前に住宅の建築を行った農地ですが、1年前に住宅を解体し現況は雑種地となっており、今後も耕作の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められる。となりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号7番の1案件を3番：後藤綾子委員にお願いいたします。</p>
3番委員	<p>三重の後藤綾子です。7月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号7番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。申請地は、農地法の転用許可を取得せずに植林を行った農地ですが、植林後50年以上経過しており、現況は山林となっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に農地はありません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められる。となりました。</p> <p>以上、報告します。</p>

<p>議 長</p> <p>10 番委員</p>	<p>次に、番号 8 番から番号 10 番までの 3 案件を 10 番：工藤幸市委員にお願いいたします。</p> <p>三重の工藤幸市です。7 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 8 番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。申請地は、農地法の転用許可を取得せずに植林を行った農地ですが、植林後 30 年以上経過しており、現況は山林となっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に耕作している農地はありません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められる。となりました。</p> <p>次に、番号 9 番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。申請地は、狭小で水はけが悪かったことから亡夫の代から 30 年以上耕作しておらず、今後も耕作の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の（4）に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められる。となりました。</p> <p>次に、番号 10 番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。申請地は、昭和 63 年 3 月に梅を植えましたが、獣害から管理が出来ず耕作を放棄し、今後も耕作の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の（4）に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められる。となりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>7 番委員</p>	<p>次に、番号 11 番及び番号 12 番の 2 案件を 7 番：衛藤講治委員にお願いいたします。</p> <p>清川の衛藤講治です。7 月 6 日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 11 番及び 12 番の 2 案件については、関連がありますので一括して報告します。番号 11 番及び 12 番の 2 案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。</p> <p>11 番案件については、申請地は、農業をしていた母が亡くなったため耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。12 番案件については、申請地は、狭小で耕作に不向きな農地であったため、亡父の代から耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の（4）に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められる。となりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>2 番委員</p>	<p>次に、番号 13 番から番号 16 番までの 4 案件を 2 番：麻生祐三子委員にお願いいたします。</p> <p>緒方の麻生祐三子です。7 月 6 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 13 番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであ</p>

ります。申請地は、農地法第4条許可を得て転用を行った土地で、現況は山林となっておりますが、許可書がなく地目変更できないため申請したものです。

判断基準は、農地法第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。

周囲への影響については、周囲に農地はありません。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

次に番号14番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。申請地は、亡父が相続により取得しましたが、既に県外に居住していたため、30年以上耕作しておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。

判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

次に番号15番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。申請地は、山際の農地で、耕作に不向きであったため、15年耕作しておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。

判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

次に番号16番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。申請地は、山際にある農地で、搬入路が狭く、機械の搬入が困難なため、亡父の代から30年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。

判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議 長

次に、番号17番の1案件を8番：小野伊八郎委員にお願いいたします。

8番委員

朝地の小野伊八郎です。7月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号17番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。申請地は、農地法施行以前から宅地として利用してきました。今回、農地を整理しようとした際に、農地であることが分かったため申請したものです。

判断基準は、農地法施行前(昭和27年10月20日以前)より非農地であった土地等農地法違反ではない非農地に該当します。

周囲への影響については、コンクリート舗装により土砂の流出を防いでおり、隣接地に耕作地があるが、高低差があるため、周囲への影響は認められません。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議 長

次に、番号18番の1案件を4番：木村滋一朗委員にお願いいたします。

14番委員

千歳の木村滋一朗です。7月6日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号18番の案件については、所有者■■■■さんの、非農地証明願についてであります。申請地は、耕作していた父が亡くなったことからそのまま耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。

議 長	<p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められる。となりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第42号の番号1番から番号18番までの18案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第42号の番号1番から番号18番までの18案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第42号の番号1番から番号18番までの18案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第42号 現況証明(非農地証明)について」の番号1番から番号18番までの18案件については、原案のとおり証明することに決定されました。</p> <p>これをもちまして、令和4年第7回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。</p> <p>長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。</p> <p>(とき、午後3時08分)</p>

豊後大野市農業委員会会議規則第20条の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員 10番委員 工藤幸市

// 11番委員 廣瀬茂雄